

中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年8月8日

中部ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査 委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合 は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	B型肝炎疑いに対する HBc-IgM 抗体の算定に ついては、原則として認め られない。	検査の意義に「急性 B 型肝炎と無症候性キャリアの急性発症前や慢性肝炎の増悪例などとの鑑別に有用である。高値の場合は B 型急性肝炎である。」と記載されている。 IgM-HBc 抗体の測定は急性肝炎の早期の診断、特に劇症肝炎や重症肝炎で HBs 抗原や HBs 抗体がどちらも陰性の場合などに特に有用(肝炎情報センター)とされている。また、B 型肝炎は HBs抗原と HBc 抗体が陰性であれば除外でき、HBc-IgM 抗体は必須ではない。 以上のことから、単に「B 型肝炎疑い」に対する HBc-IgM 抗体の算定については、原則として認められないと判断した。	適用診療月令和7年11月
2	手術「K533 食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)(一連として)」施行後1週間程度における「APC 地固め療法」を行っ	通知において「一連とは1週間を目安とする。治療上の必要があって初回実施後1週間を経過して実施した場合は改めて所定点数を算定する。」とあり、再度の算定は「1週間を経過」してから可能となる。よって、1週間以内(=7日以内)の「K533 食道・胃	適用診療月 令和7年11月

	た場合の手技料の算定に ついては、1 週間以内(=7 日以内)は一連となり、手 術料の算定については、原 則として認められない。 なお、7日経過した後の 「APC 地固め療法」を行っ た場合の手術料は算定で きる。	静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)(一連として)」は一連となり、手術料の算定については、原則として認められないと判断した。 なお、7日経過した後の「APC 地固め療法」を行った場合の手術料は算定できると判断した。	
3	シャントが作成された水 頭症症例でのシャント圧調 整のための透視診断の算 定は、原則として認められ ない。	E000 透視診断の留意事項通知に「透視診断とは、透視による疾病、病巣の診断を評価するもの」と示されている。水頭症のシャント圧調整時のレントゲン透視はバルブのダイヤル位置を確認するためであり、当該通知にある「疾病・病巣の診断」には該当しないと考える。以上のことから、シャントが作成された水頭症症例でのシャント圧調整のための透視診断の算定は、原則として認められないと判断した。	適用診療月令和7年11月

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

No.1及びNo.2に関して

内科·歯科審査室内科審査課 (TEL:052-854-7833) 早坂

(TEL:052-854-6804) 川端

№.3に関して

外科·混合審查室脳外科·外科審查課(TEL:052-854-6788)小林

(TEL:052-854-7851) 橋本